

業 務 仕 様 書（令和８年７月１日以降適用）

業務名：Ｒ８企総管 日野谷発電所 モノレール装置保守業務

（適用の範囲及び仕様書の遵守）

第１条 本仕様書は、「Ｒ８企総管 日野谷発電所 モノレール装置保守業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

（共通仕様書の適用）

第２条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 令和８年７月」、「徳島県設計業務共通仕様書 令和８年７月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 令和８年７月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２ 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

第３条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

第４条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第５条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：R 8 企総管 日野谷発電所 モノレール装置保守業務

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(オンライン電子納品)

第6条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

(熱中症対策費（施設・設備）の対象業務)

第7条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第8条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(委託業務箇所)

第9条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

(1) 那賀郡那賀町日浦字池ノ本9-1 日野谷発電所

(対象機器)

第10条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

(1) 対象機器

ア モノレール KS-302 型 1 台

(業務内容)

第11条 受託者は、監督員の指示する日程により、モノレール製造者が定める事項の点検整備を実施するものとし、点検整備の結果を別添の様式に記録して委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、点検において異常を認めたときは、速やかに監督員に報告するとともに、その措置について指示を受け、適切に対処しなければならない。

3 受託者は、本条第1項の点検整備のほか、次に示す部品等の交換、修理、清掃を実施するものとする。

なお、交換部品等は、モノレール製造者が定める規格、品質を満足するものでなければならない。

(1) 点検・整備(エンジンオイル、ギアオイル等の交換含む)・・・2回

(2) 清掃・・・2回

業 務 仕 様 書 (令和8年7月1日以降適用)

業務名：R8企総管 日野谷発電所 モノレール装置保守業務

(3) 枝打・除草 . . . 2回

4 受託者は、点検整備の状況写真及び交換部品等の写真を撮影し、委託者に提出しなければならない。

(諸法令の遵守)

第12条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) その他関係法令等

(規格)

第13条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第14条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。

3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。

4 受注者は、1項に定める電子成果品(正・副各1部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

- | | | |
|----------------|-------------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に | 2部 |
| ア 業務概要 | | |
| イ 業務工程 | | |
| ウ 業務組織計画 | | |
| エ 連絡体制(緊急時含む) | | |
| オ 使用する主な機器 | | |
| カ 作業方法 | | |
| キ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (3) 業務写真 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (4) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(管理技術者)

第15条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。

2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの(業務経歴書等)を提出しなければならない。

3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証等の写し)を監督員に提示しなければならない。

4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。

業 務 仕 様 書 (令和 8 年 7 月 1 日以降適用)

業務名：R 8 企総管 日野谷発電所 モノレール装置保守業務

- 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
- 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

(その他)

- 第 16 条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
 - 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
 - 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
 - 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
 - 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
 - 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
 - 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
 - 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(業務の完了)

- 第 17 条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

日野谷発電所 モノレール装置定期点検記録(1/3)

点検年月日	令和 年 月 日 曜日	名 称	型 式	製造番号	エンジン番号
点検の種類	第 回点検	本 機	KS-302		
点検責任者氏名		乗用台車	KRT-2		
点検実施者氏名		土木用台車	DH-05		

◎:重点項目

点検結果 凡例		異常なし：レ	分解：○	調整：A	交換：×	修理：△	給油：L	締付：T	清掃：C	
区分		点検項目						点検結果	記事	
本機	エンジン	1	エンジンの回転、排気の状態は良好か。また、ガス漏れはないか。							
		2	燃料漏れや各部のオイル漏れはないか。							
		3	オイルの量や汚れはどうか。							
		4	各部の締め付けに緩みはないか。							
		5	エアクリーナに汚れや損傷はないか。							
		6	オイルフィルターに汚れや損傷、目詰まりはないか。							
		7	燃料フィルターに汚れや目詰まりはないか。							
		8	作業時に異常や異音はないか。							
		9	ワイヤーや燃料ホース、ホースバンド等に損傷はないか。							
		10	燃料タンクの沈殿物の除去。							
	動力伝達装置									
		1	作動は正常か、また、異音はないか。							
		2	Vベルト及びクラッチに損傷や緩みはないか。							
		3	各部の締め付けに緩みはないか。							
		4	ミッションオイルは適正か。							
		5	ギヤケースオイルの汚れや油量はどうか。							
		6	プーリー等にガタや損傷はないか。							
	走行装置									
		1	◎駆動輪や走行輪のレールとの間隙は適正か。							
		2	◎駆動輪に損傷や磨耗はないか。							
		3	◎走行輪に損傷や磨耗はないか。							
		4	自動給油装置の作動は正常か。							
		5	各部の締め付けに緩みはないか。							
		6	異音や異臭、ガタつきはないか。							
	制御装置									
		1	◎定速ブレーキの機能は正常に作動するか。							
		2	◎駐停車ブレーキや自動停止装置の作動は正常か。							
		3	◎ブレーキシュー等に磨耗や損傷はないか。							
4		各部の締め付けに緩みはないか。								
5		ブレーキ装置から異音や異臭はないか。								
6		ワイヤーやエアホース等に損傷はないか。								
7		緊急停止装置のフライウェイトの異常や発進レバーの変形はないか。								

日野谷発電所 モノレール装置定期点検記録(2/3)

◎:重点項目

点検結果 凡例										異常なし：レ	分解：○	調整：A	交換：×	修理：△	給油：L	締付：T	清掃：C		
区分		点検項目														点検結果		記事	
本機	操作装置	1	◎操作レバーや停止レバー等に損傷やガタつきはないか。																
		2	各装置の作動に異常はないか。																
		3	警報装置(ホーン)は正常に作動するか。																
	電気装置	1	バッテリー液の液量は適量か。																
		2	バッテリーの電圧は適正か。																
		3	バッテリー端子に緩みはないか。																
		4	各配線に断線及び損傷やカプラーの抜け、緩みはないか。																
		5	バッテリーの交換は必要か。																
	保護装置	1	損傷やガタつきはないか。																
		2	各部の締め付けに緩みはないか。																
	連結装置	1	◎主連結装置に損傷はないか。																
		2	各部の締め付けに緩みはないか。																
		3	副連結装置に損傷はないか。																
	乗用台車	走行装置	1	◎走行輪とレールの間隙は適正か。															
2			◎走行輪に磨耗や損傷はないか。																
3			各部の締め付けに緩みはないか。																
4			異音、異臭、ガタつきはないか。																
制動装置		1	◎定速ブレーキの作動は正常か。																
		2	◎非常ブレーキの作動は正常か。																
		3	制動装置に異音や異臭はないか。																
		4	各部の締め付けに緩みはないか。																
		5	ブレーキシュー等に磨耗や損傷はないか。																
		6	ワイヤーやホース等に損傷はないか。																
保護装置		1	損傷やガタつきはないか。																
		2	各部の締め付けに緩みはないか。																
軌条	軌条	1	◎ストッパーの作動は正常か。																
		2	◎軌条に磨耗や変形、損傷はないか。																
		3	各部の締め付けに緩みはないか。																
		4	ラック、ホール等に磨耗や変形、損傷はないか。																
		5	レールジョイントに損傷や変形はないか。																
		6	分岐装置や取り外し軌条に損傷や変形はないか。																

日野谷発電所 モノレール装置定期点検記録(3/3)

◎:重点項目

点検結果 凡例		異常なし：レ	分解：○	調整：A	交換：×	修理：△	給油：L	締付：T	清掃：C		
区分		点検項目						点検結果		記事	
支柱等	支柱	1	傾き、浮き、ガタつき、異常な振動等はないか。								
		2	各部の締め付けに緩みはないか。								
	支持地	1	◎風雨や地震等による崩壊はないか。								
		2	◎異常な湧水等はないか。								
	支柱盤										
	その他	1	◎風水害による倒木等、軌条周辺に障害物はないか。								
		2	各部の締め付けは緩んでないか。								
		3	沈下防止板の損傷や浮きはないか。								
		4	ホルダー等に損傷はないか。								
		5	支持台の取付状態に異常はないか。								